

所得税源泉徴収簿

組織： 113000001 営業1課
 社員： 19000007 東芝 太郎
 住所： 東京都港区芝浦X-X-X

令和07年分

時刻： 10:05:40

生年月日：1968年07月24日 性別： 男

税表区分： 甲欄

給料・手当等	月 月日		総支給金額	社会保険料等の控除額	社保控除後の給与等	扶養等	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
		前職金額		0	0	0		0	
	給与調整額		0	0	0		0		0
	1	02/25	769,200	114,625	654,575	4	31,170		31,170
	2	03/25	769,200	114,625	654,575	4	31,170		31,170
	3	04/25	769,200	114,625	654,575	4	31,170		31,170
	4	05/25	769,200	114,625	654,575	4	31,170		31,170
	5	06/25	769,200	114,625	654,575	4	31,170		31,170
	6	07/25	769,200	114,625	654,575	4	31,170		31,170
	7	08/25	769,200	114,625	654,575	4	31,170		31,170
	8	09/25	769,200	114,625	654,575	4	31,170		31,170
	9	10/25	769,200	114,625	654,575	4	31,170		31,170
	10	11/25	769,200	114,625	654,575	4	31,170		31,170
	11	12/25	769,200	114,625	654,575	4	31,170		31,170
	12	01/25	689,200	114,145	575,055	2	29,490	-189,076	-159,586
	計		9,150,400	1,375,020	7,775,380		372,360	-189,076	183,284
賞与等	賞与調整額		0	0	0		0		0
	1	06/10	700,000	100,191	599,809	4	110,232	(税率 18.378%) 110,232	
	2	12/10	0	83,015	496,985	2	101,484	(税率 20.420%) 101,484	
	計		700,000	183,206	1,096,794		211,716	0	211,716
入社年月日 1990年10月01日			前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額						
退職年月日			同上の税額につき			月 例	税 額	差引残高	
			還付又は徴収した月区分						

源泉控除対象配偶者		有	
源泉控除対象親族			
一般	0	人	
特定扶養親族	1	人	
特定親族	1	人	
年少	0	人	
同居老親等	0	人	
同居老親等 以外	0	人	
障害者等			
障害者	本人	無	配偶者 無
特別障害者	本人	無	配偶者 無
同居特別障害者			配偶者 無
寡婦		無	未成年 無
ひとり親		無	災害者 無
勤労学生		無	外国人 無

区 分	金 額	税 額
給料・手当等	9,150,400	372,360
賞与等	700,000	211,716
計	9,850,400	584,076
給与所得控除後の給与等の金額	7,900,400	
所得金額調整控除額	0	所得金額調整控除の適用 無
給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)	7,900,400	
社会保険料控除 給与からの控除分(小規模企業共済等)	1,558,226	()
社会保険料控除 申告による控除分(国民年金保険料)	0	()
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金の控除分	0	()
生命保険料の控除額	40,000	()
地震保険料の控除額 (旧長期損害保険料)	10,000	()
配偶者 (特別) 控除額 (配偶者合計所得)	380,000	()
特定親族特別控除額	630,000	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	630,000	
基礎控除額	580,000	
所得控除額の合計額	3,828,226	
差引課税給与所得金額及び算出所得税額	4,072,000	386,900
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額		0
年調所得税額		386,900
年調年税額 (年調所得税額×102.1%)		395,000
差引超過額又は不足額		-189,076
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	29,490
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	0
	差引還付する金額	159,586
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	159,586
	翌年において還付する金額	